

令和6年度 市町村助成制度状況一覧													R7.1～						
NO	市町村名	子ども医療(81)										障害者(80)				ひとり親(90)			
		入院					通院					対象範囲	1月あたりの自己負担【○:自己負担なし】		対象範囲	1月あたりの自己負担【○:自己負担なし】			
		1日あたりの自己負担額【月7日限度】【○:自己負担なし】					1月あたりの自己負担額【○:自己負担なし】						入院	通院		入院	通院		
		3歳未満	就学前	小学生	中学生	18歳の年度末	3歳未満	就学前	小学生	中学生	18歳の年度末								
025	宮若市	○	○	500円		○	○	1200円					小学1年生から中学3年生 一般500円/日(月7日限度) 低所得300円/日(月7日上限) 精神病床入院費用対象	小学1年生から 65歳未満 500円/月 65歳以上○					
026	朝倉市	○	○	500円	500円	○	○	1200円	1600円										
027	嘉麻市	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○ 6歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの精神障がい者の精神病床入院に係る医療費 ※上記以外の重度障がい者医療費助成対象者は従前どおり ※6歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子どもは子ども医療で助成			6歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子ども○ ※上記以外のひとり親家庭等医療費助成対象者は従前どおり ※6歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子どもは子ども医療で助成			
028	みやま市	○	500円/日(月7日限度)			○	600円	800円					65歳以上○						
029	糸島市	○	500円			○	800円	1200円	1200円				中学生入院 一般500円/日(月7日上限) 低所得300円/日(月7日上限) 中学生の精神入院費用対象 65歳未満・65歳以上 500円/日(月10日上限) 低所得300円/日(月10日上限)						
052	那珂川市	○	○	○	○	○	○	○	1200円										
054	宇美町	○	○			○	○	500円					中学生まで 子ども医療適用 高校生以上 500円/日(月10日限度) 低所得者300円/日(月10日限度)	中学生まで 子ども医療適用		中学生まで 子ども医療適用	中学生まで 子ども医療適用		
055	篠栗町	○	○			○	○	500円(※6)					3歳以上から中学生○ 高校生以上入院 一般500円/日(月10日上限) 低所得300円/日(月10日上限)	3歳以上から就学前○ 小学生以上 500円/月(薬局を除く) (※6)		小中学生○	小中学生 500円/月 薬局を除く (※6)		
056	志免町	○	○			○	○	500円					中学生入院 500円/日(月7日限度) 低所得者300円/日(月7日限度) 中学3年生までの精神入院費用対象 高校生以上入院 500円/日(月10日限度) 低所得者300円/日(月10日限度)			小中学生○	小中学生 500円/月 薬局を除く		
057	須恵町	○	○			○	○	500円(※6)					3歳以上から中学生 子ども医療適用 高校生以上 500円/日(月10日限度) 低所得者300円/日(月10日限度)			小中学生○	小中学生 500円/月 (※6)		
058	新宮町	○	○			○	○	500円					○			就学前 子ども医療適用 小学生以上高校生世代○ ※上記は子どもの場合。	就学前 子ども医療適用 小学生以上高校生世代 500円/月 ※上記は子どもの場合。		
059	古賀市	○	○			○		○					6歳に達する日以後の最初の4月1日以後にあるものから18歳年度末まで 500円/日(月3500円を上限) 低所得300円/日(月2100円を上限) 精神病床入院費用対象 18歳に達した4月1日以降 500円/日(月10000円を上限) 低所得300円/日(月6000円を上限) 精神病床入院費用対象	6歳に達する日以後の最初の4月1日以後にあるもの 500円/月(上限)					
060	久山町	○	○			○	○	500円					3歳から中学生○ 高校生世代以上 500円/日(月10日上限) 低所得300円/日(月10日上限)	3歳から就学前○ 小学生以上 500円/月		3歳から中学生○	3歳から就学前○ 小中学生 500円/月		
061	粕屋町	○	○			○	○	500円(※6)					3歳から中学生 子ども医療適用 高校生以上入院 500円/日(月10日限度) 低所得者300円/日(月10日限度)			小中学生○	小中学生 500円/月 薬局を除く (※6)		
067	芦屋町	○	○	○	○	○	○	○	○	○			18歳に達する日以後の最初の3/31まで○ 16歳に達する日以後の最初の3/31までの精神入院費用対象	18歳に達する日以後の最初の3/31まで○		18歳に達する日以後の最初の3/31まで○	18歳に達する日以後の最初の3/31まで○		

令和6年度 市町村助成制度状況一覧													R7.1～				
NO	市町村名	子ども医療(81)										障害者(80)		ひとり親(90)			
		入院					通院					対象範囲	1月あたりの自己負担【〇:自己負担なし】		対象範囲	1月あたりの自己負担【〇:自己負担なし】	
		1日あたりの自己負担額【月7日限度】(〇:自己負担なし)					1月あたりの自己負担額【〇:自己負担なし】						入院	通院		入院	通院
		3歳未満	就学前	小学生	中学生	18歳の年度末	3歳未満	就学前	小学生	中学生	18歳の年度末						
068	水巻町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	18歳年度末まで○ 18歳年度末までの精神入院費用対象	18歳年度末まで○	18歳年度末まで○	18歳年度末まで○	18歳年度末まで○
069	岡岡町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	500円(※3)	18歳に達する日以後の最初の3月31日まで○ 18歳に達する日以後の最初の3月31日まで精神入院費用対象		18歳に達する日以後の最初の3月31日まで○	18歳に達する日以後の最初の3月31日まで○	18歳に達する日以後の最初の3月31日まで○	18歳に達する日以後の最初の3月31日まで○
070	遠賀町	○	○	○	○	500円	○	○	○	○	1,600円(※5)	中学3年まで○ 15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 500円/日(低所得:300円/日)※月7日限度 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの精神入院費用対象	中学3年まで○	中学3年まで○	中学3年まで○	中学3年まで○	
071	小竹町	○	○	500円	500円	500円	○	○	1200円	1600円	1600円						
072	鞍手町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	高校3年生まで○ 高校3年生までの精神入院費用対象 65歳以上入院 一般500円/日(月10日限度) 低所得300円/日(月10日限度)	高校3年生まで○	高校3年生まで○	高校3年生まで○	高校3年生まで○	
075	桂川町	○	○	500円			○	○	600円	600円		○ 精神障害健康福祉手帳取得による受給者の精神病床への入院は18歳に達する日以後の最初の3月31日まで対象 ※小学校就学前の児童は、子ども医療を優先		12歳に達する日以後の最初の4月1日から(12歳の年度末までは子ども医療を優先) 医療機関ごと500円/日(月3500円を限度)	12歳に達する日以後の最初の4月1日から(12歳の年度末までは子ども医療を優先) 医療機関ごと800円/月		
096	大刀洗町	○	○	500円	500円	500円	○	○	1000円	1000円	1000円	18歳年度末(精神入院:18歳年度末) 500円/日(月7日限度) 低所得300円/日(月7日限度)	18歳年度末1日500円/月				
098	大木町	○	○	○	○		○	○	○	○		中学3年まで○		中学3年まで○			
103	広川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	入外とも 高校生○		入外とも 高校生○			
111	香春町	○	○	○	○		○	○	○	○							
112	添田町	○	○	○	○		○	○	○	○		中学3年まで○ 中学3年生まで精神入院費用対象		中学3年まで○			
114	糸田町	○	○	○	○		○	○	○	○		中学3年まで○ 精神病床入院費用については、小学生まで自己負担なし。		中学3年まで○			
115	川崎町	○	○	○	○		○	○	○	○		中学3年まで○ 中学3年生までの精神病床入院費用対象		中学3年まで○			
118	大任町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	18歳年度末まで○ 18歳年度末までの精神入院費用対象		18歳年度末まで(子ども)○			
119	赤村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3歳～18歳に達する日以後の最初の3月31日まで○ 精神入院費用対象		18歳に達する日以後の最初の3月31日まで○			
120	苅田町	○	500円			500円	○	600円			600円(※4)						
125	吉富町	○	○	○	○	○	○	○	800円		800円	3歳～中学3年生 ○ 中学3年生までの精神入院費用対象 高校生以上一般 500円/日(月10日上限) 低所得300円/日(月10日上限)		○			
129	筑前町	○	○	500円	500円		○	○	1200円	1600円							
130	東峰村	○	○	○	○	○(※7)	○	○	○	○	○(※7)						
131	上毛町	○	○	○	○	○(※8)	○	○	500円(※8)調剤○								
132	築上町	○	○	○	○	○	○	○	600円 ※所得制限なし ※調剤無料		身体障害者手帳3級(1050以上) 所得制限あり	小学1年生から18歳に達する日の前日の以後の最初の3月31日まで 一般500円/日(月7日限度) 低所得300円/日(月7日限度) 精神病床入院費用対象 (就学前までは子ども医療を使用)	小学1年生から18歳に達する日の前日の以後の最初の3月31日まで500円 調剤:無料				
133	福智町	○	○	○	○		○	○	○	○		中学3年まで○ 中学3年生までの精神入院費用対象	○	中学3年まで○			
134	みやこ町	○	500円			○	600円										

令和6年度 市町村助成制度状況一覧											R7.1～						
NO	市町村名	子ども医療(81)								障害者(80)			ひとり親(90)				
		入院				通院				対象範囲	1月あたりの自己負担【O:自己負担なし】		対象範囲	1月あたりの自己負担【O:自己負担なし】			
		1日あたりの自己負担額【月7日限度】【O:自己負担なし】				1月あたりの自己負担額【O:自己負担なし】					入院	通院		入院	通院		
		3歳未満	就学前	小学生	中学生	18歳の年度末	3歳未満	就学前	小学生	中学生			18歳の年度末				

黒塗 償還払いです(窓口で支払が必要です)
 なお、県外受診や他医療併給等で償還払いとなる場合があります。

子ども医療について

(※1)福岡県:薬局での自己負担なし。
 (※2)福岡市:3歳児精密検査の場合は、自己負担500円なし。
 (※3)岡垣町:月額上限500円(1医療機関ごと)
 (※4)苅田町:月額上限600円(1医療機関ごと)
 (※5)北九州市・中間市・遠賀町:月額上限1,600円(1医療機関ごと)
 (※6)篠栗町・須恵町:いずれも1医療機関ごと

(※7)東峰村:①ひとり親家庭等医療費助成受給者
 ②就業している者、婚姻している者。
 ①と②に該当する者は対象外。

(※8)上毛町:①医療保険各法の被扶養者でない者(国保被保険者を除く)。
 ②婚姻している者。
 ①と②に該当する者は対象外。

(※9)大牟田市:月額上限500円(1医療機関ごと)
 障害者・ひとり親医療について
 「空欄」については福岡県に準じる。